

景観形成基準に基づく配慮事項（広告物の表示等）

	事 項	景 観 形 成 基 準	配 慮 の 内 容
共 通 す る 事 項	(1)基本的 遵守事項	ア,優れた景観の形成(地域の個性の尊重,周辺との調和) イ,市町村条例との整合 ウ,住民協定等との整合 エ,周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性がある場合の景観検証	
	(2)位 置	ア,景勝地等及びその周辺地域における,行為地の選定に当たって配慮 イ,優れた景観資源に近接する場合の保全に対する配慮 ウ,主要幹線道路等からの後退 エ,行為地が山稜の近傍にある場合,稜線を乱さないための配慮	
	(3)敷地の 緑化	ア,敷地内の緑化 イ,既存樹木の修景への活用 ウ,周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木による境界囲い	
	(4)その他	ア,敷地内の施設間及び周辺との調和 イ,屋外駐車場の出入口の限定と遮蔽 ウ,屋外照明の光量 エ,行為期間中の修景 オ,その他	

<p style="text-align: center;">広 告 物 の 表 示 等</p>		<p>主要道路,展望地等から見た場合,過度の広告表現による不調和や周辺の景観への著しい違和感を 生じないための配慮</p> <p>ア,建築物等に設置する看板,広告塔等~ 必要最小限の大きさ及び設置箇所数</p> <p>建築物及び周辺景観との調和</p> <p>イ,広告塔、野立看板等~ 支柱部分等の形態等への配慮 必要最小限の高さ,大きさ</p> <p>ウ,垂れ幕等一時的な広告,サインはできる限り行わない やむを得ず表示する場合,建築物等との調和</p> <p>エ,蛍光色の使用はできる限り避ける</p> <p>オ,地面に接して設置する場合, 足回りの修景,緑化</p> <p>カ,必要最小限の文字の大きさ</p> <p>キ,ネオンサインを設置する場合, 昼間の景観への配慮</p> <p>ク,広告看板等と一体となる建築物等の形態等の配慮</p> <p>ケ,指定地域基本計画に沿った景観形成に対する配慮</p> <p>コ,窓等の内側からの表示は避ける</p> <p>サ.その他</p>	
--	--	---	--